

様式第3号（第6条第1項関係）

杉戸町指令第34号

許 可 証

住 所 埼玉県久喜市久喜東三丁目7番10号  
氏 名 株式会社セントラル・アメニティ  
代表取締役 三石力也

令和6年2月16日に申請のあった一般廃棄物処理業については杉戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	埼玉県幸手市北2-18-1 株式会社セントラル・アメニティ幸手支店
取扱廃棄物の種別	事業系一般廃棄物（可燃ごみ）
収集運搬及び処分の別	収集・運搬
営業の区域	杉戸町内
処 理 料 金	従量制
営業許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日
条 件	裏面許可条件のとおり

令和 6年 2月22日

杉戸町長 窪田 裕



## 許可条件

- 1 業務を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則並びに杉戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則等の規定を守り、かつ、環境衛生上支障を生じないように留意し、必要な措置を講じること。
- 2 業務に使用する車両は、事前に届け出を行い、車体に規定の表示をすること。
- 3 「一般廃棄物処理業務報告書」の提出は、翌月の10日までとする。
- 4 一般廃棄物処理業許可申請事項のうち変更のあった場合は、速やかに届け出ること。
- 5 許可条件等に違反したときは、許可を取り消すこともある。
- 6 許可証の有効期間満了又は営業の許可を取り消されたときには、その日から7日以内に許可証を返納しなければならない。
- 7 取り扱い種目は、「杉戸町内」より発生する一般廃棄物（可燃ごみ）とし、産業廃棄物は除くこと。  
ただし、受け入れ対象品目は下記のとおりとする。  
商店、飲食店、会社などの事業所から出るもので塵芥類、紙くず、茶殻等の雑ごみ
- 8 許可の内容は、「杉戸町内」の収集と杉戸町環境センターまでの運搬とする。
- 9 町指定ごみ収集袋（事業用可燃ごみ用）を使用すること。

町指定ごみ収集袋（事業用可燃ごみ用）			
種類	小袋	中袋	大袋
容量	30L	45L	70L
価格	50円	70円	110円

- 10 搬入体制  
月曜日から金曜日  
搬入時間 午前9時から12時  
午後1時から4時  
土曜日の搬入については、別途協議する。
- 11 以上により定めなきことは、別に協議する。